

建築確認申請の際の建築形態制限が見直されました

平成十二年五月の建築基準法の一部改正により、本年五月十七日から、建築確認申請の際の建築形態制限（建ぺい率、容積率、斜線制限等）が見直されました。

改正の概要は、現在の居住環境を維持するために、住宅系用途地域程度の標準的な制限を導入するものであり、詳細については、次の表に示すとおりです。

このため、現在の建築物を、今後、増改築等される際に、新たな規制を受ける場合がありますので、ご注意下さるようお願いいたします。

問い合わせ

福島県中建設事務所建築住宅部建築住宅グループ
 ☎〇二四 九三五 一四六二
 都市整備課
 ☎七二 六九三七

項目	大字小野新町	大字谷津作
特殊地域	字殿町、字横町、字反町、字仲町及び字門番の全部の区域	字安橋、字平館及び字鬼石の各一部の区域
	字本町、字七生根、字館廻、字品ノ木、字荒町、字中通及び字光明院の各一部の区域	

※一般地域は、都市計画区域内の特殊地域を除いた区域です。

項目	改正前	改正後	
		一般地域	特殊地域
建ぺい率	70%	60%	70%
容積率	400%	200%	200%
隣地斜線制限	31m+∠2.5	20m+∠1.25	20m+∠1.25

建ぺい率とは？

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。敷地内における空地の量を確保することにより、良好な市街地環境の保護及び防火上の安全性の向上を図るための規制。

容積率とは？

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。建築物の密度規制を行うことにより、公共施設の整備状況など地域の水準に見合った密度に抑えるための規制。

隣地斜線制限とは？

建築物が高くなると周囲の採光や通風などが悪化する恐れがあることから、一定の高さを超えた部分について、建築物と隣地境界までの距離に応じて建築物の高さを制限するもの。

水道水水質検査結果について

五月に実施した水道水の水質検査結果は別表のとおりです。水質検査項目や検査頻度などは、国で定めている基準に基づき行っています。

五月は、水質基準項目として定められている全五十項目のうち、藻類の発生が少ない時期は検査をしなくて良いとされているカビ臭物質二項目を除いた四十八項目について検査しました。なお、数値については全項目適正值で、飲料水として適しております。

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100/ml以下	0/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満
セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.28mg/l
フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10mg/l
ほう素	1.0mg/l以下	0.10mg/l未満
四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.002mg/l未満
ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.005mg/l
クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004mg/l
ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004mg/l
ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002mg/l
臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.010mg/l
トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満
ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004mg/l
ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満
亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満
アルミニウム	0.2mg/l以下	0.01mg/l未満
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満
ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.2mg/l
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	9.6mg/l
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	26.7mg/l
蒸発残留物	500mg/l以下	51mg/l未満
陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満
非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満
フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満
有機物(TOC)	5mg/l以下	0.73mg/l
pH値	5.8~8.6	7.0
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	1度
濁度	2度以下	0.5度未満

国民年金Q&A

Q 会社を退職して自営業を始めました。国民年金の加入手続きを教えてください。

A 会社を退職されると厚生年金保険は自動的に資格喪失となりますが、国民年金には六十歳未満であれば引き続き加入しなくてはなりません。自営業を始められるということなので、国民年金の資格取得届の手続きが必要になります。

このとき必要な書類は、会社を退職した証明書(退職月日が記入してあるもの)と年金手帳になりますので、準備の上役場保健課にて手続きをしてください。詳しくは、郡山社会保険事務所(☎〇二四一九三二一三四八〇)または、役場保健課国保年金係(☎七二一六九三四)までお問い合わせ下さい。

町民体育館よりお知らせ

7月	11日(日)	県民スポーツ郡大会(ソフトテニス競技)
	12日(月)~16日(金)	少年水泳教室
	22日(木)	小学生水泳大会
8月	29日(木)~30(金)	バドミントン講習会
	2日(月)~6日(金)	町民・親子水泳教室
	22日(木)	プール無料開放(県民の日)

7,8月の催事です。ぜひ参加・観戦下さい。